

草教委教学発第710号
令和4年4月11日

市立小中学校保護者の皆様

草津市教育委員会事務局
学校教育課長

オミクロン株に対応した市立小中学校の臨時休業基準について

このことについて、オミクロン株が主流である間は、当該株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、学校種によっては、当該学校において新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合であっても、保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は必ずしも実施されないことが、令和4年3月17日付け文部科学省通知で示されました。

これに基づくとともに、草津保健所の対応も踏まえ、市立小中学校で感染者が発生した場合の臨時休業基準は下記のとおりとします。基準については、令和4年4月11日より適用します。

なお、皆様には、引き続き感染予防の徹底をお願いするとともに、子どもたちの学校生活維持のために一層御協力くださいますようお願いいたします。

1. 休業範囲

【学級閉鎖】

○次のいずれかの状況に該当する場合

- ①同日に同一の学級において2名以上の児童生徒等の感染が判明した場合。
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。

【学年閉鎖】

○同日に学年の複数学級で学級閉鎖を行う場合。

【学校全体での臨時休業】

○学年閉鎖の上で他学年に複数の感染者が確認される等、さらなる感染拡大が懸念される場合。

2. 休業期間 学級閉鎖等が必要となった翌日から原則3日間、最長5日間

- ・オミクロン株症例の潜伏期間が2.9日であること
- ・一次感染者の発症から二次感染者が発症するまでの間隔の95%は0.7日～4.9日であること

3. 人権への配慮

次の2点を実施することで子どもの人権を保障していきます。

- ①コロナによる差別や偏見、いじめにつながる言動で不安を感じる子どもや保護者が直

接相談できる窓口（児童生徒支援課人権教育係 ☎561-6034）を開設します。相談内容については、在籍学校と連携して円滑な学校生活への支援をします。

- ②子どもが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい偏見や差別などについて学んだり、偏見や差別をなくすために活動したりするなど、学校における学びや活動を充実していきます。

4. 学校における感染拡大防止のための協力依頼

- ・ 児童生徒および保護者の方で、体調不良等により受診した医療機関からPCR検査等を受けた場合は、学校に報告をしてください。
- ・ オミクロン株はデルタ株より家庭内二次感染率が高いとされていますので、御家族に発熱等の症状があったり、検査を受けている方がいたりする場合は、お子様の登校は控えてください。
- ・ 登校前の検温等を継続して実施し、お子様の体調が優れない場合は御家庭で休養させてください。
- ・ 学校外活動（習い事や児童育成クラブ、スポ少等）において感染が疑われる状況がある場合においては、所属団体の接触者特定が終了するまではお子様の登校は控えてください。
- ・ 上記により登校できない場合の学習については、学校と御相談ください。
- ・ 感染者に対する差別や偏見、いじめにつながるような言動が相手の心を傷つけ、その後の生活において不安を感じさせることを、地域や御家庭でもこれまで以上にお子様に伝えてください。